

陸上自衛隊空挺教育隊の組織及び編成に関する訓令

陸上自衛隊訓令第30号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、陸上自衛隊空挺教育隊の組織及び編成に関する訓令を次のように定める。

昭和30年 9月13日

防衛庁長官 砂田 重政

陸上自衛隊空挺教育隊の組織及び編成に関する訓令

改正 昭和33年 6月 7日 庁訓第39号 昭和57年 4月30日 庁訓第19号
平成13年 3月26日 隊訓第13号 平成14年 3月26日 隊訓第36号

（任務）

第1条 陸上自衛隊空挺教育隊（以下「教育隊」という。）は、陸上自衛官に対し、空挺に関し必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うことを任務とする。

（教育隊長）

第2条 教育隊の長は、空挺教育隊長（以下「隊長」という。）とする。

2 隊長は、1等陸佐をもって充てる。

3 隊長は、その指揮系統に従い、上官の指揮監督を受け、教育隊の隊務を統括する。

第3条 削除

（教育隊の編成）

第4条 教育隊に、次の3科及び1隊を置く。

総務科

落下傘整備科

研究科

学生隊

（総務科の事務）

第5条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- （1）公印の管守に関する事。
- （2）公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- （3）組織及び定員に関する事。
- （4）人事に関する事。
- （5）教育隊に所属する隊員の教育訓練に関する事。
- （6）福利厚生に関する事。
- （7）保健衛生に関する事。

- (8) 記録及び統計に関すること（学生隊の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 物品の調達計画、保管及び配分に関すること（落下傘整備科及び学生隊の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 給養に関すること。
- (11) 施設の維持及び管理に関すること。
- (12) 車両の運用に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、他の科及び学生隊の所掌に属しない事項に関すること。

第6条 削除

（落下傘整備科の事務）

第7条 落下傘整備科においては、落下傘及び空挺用特殊装具等の保存及び整備に関する事務をつかさどる。

（研究科の事務）

第8条 研究科においては、次の事務をつかさどる。

(1) 空挺部隊の基礎的運用、物量投下等及び教育訓練に関する調査研究に関すること。

(2) 図書に関すること。

（学生隊）

第9条 学生隊においては、次の事務をつかさどる。

(1) 学生（教育隊に教育訓練を受けるため入隊している自衛官をいう。以下同じ。）の教育訓練に関すること。

(2) 学生の教育訓練に関する記録及び統計に関すること。

(3) 教材に関すること。

(4) 学生の規律及び指導に関すること。

（駐屯地業務隊との関係）

第10条 各科及び学生隊の所掌事務には、駐屯地業務隊の所掌に属するものを含まないものとする。

（科長）

第11条 科に、科長を置く。

2 科長は、隊長の命を受け、科務を掌理する。

（学生隊長）

第12条 学生隊に、学生隊長を置く。

2 学生隊長は、隊長の命を受け、学生隊の隊務を掌理する。

（委任規定）

第13条 この訓令に定めるもののほか、教育隊の内部組織に関し必要な事項は、隊長が定める。

附 則

この訓令は、昭和30年9月13日から施行する。

附 則（昭和33年6月7日防衛庁訓令第39号）抄

この訓令は、昭和33年6月25日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（平成13年3月26日陸上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。